

## にいやま荘居宅介護支援契約書

居宅サービス計画作成依頼者（以下、「利用者」という。）とにいやま荘居宅介護支援事業所（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援サービスについて、次のとおり契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整やその他の便宜を図るものとする。

### （契約の期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとする。

2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとする。この場合の契約の期間は、利用者の要介護更新認定の日からその有効期間満了日までとする。

### （介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を設置基準どおり確保するとともに、利用者へのサービス担当者を任命し、利用者とその氏名を文書で通知する。担当者を交代した場合も同様とする。

### （居宅サービス計画作成の支援）

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援する。

- （1）利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握する。
- （2）当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者自らがサービスを選択できるよう、その意志決定の際の支援を行う。
- （3）提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- （4）居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受ける。
- （5）その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行う。

### （経過の観察・再評価）

第5条 事業者は、居宅サービスの計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させることとする。

- 2 利用者及び家族と毎月連絡を取り、利用者の経過の把握に努める。
- 3 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行う。
- 4 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応を行う。

(施設入所への支援)

第6条 事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行う。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合又は、事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更する。

- 2 前項により居宅サービス計画を変更する場合は、利用者から文書により同意を得る。

(給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、そのサービス実績に基づき毎月給付管理票を作成し、岩手県国民健康保険団体連合会に提出する。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条 事業者は、利用者が要介護認定更新の申請を円滑に行えるよう利用者を援助する。

(サービスの提供の記録)

第10条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成するとともに、利用者との契約終了後2年間は、その記録を保管するものとする。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する前項のサービス実施記録の閲覧ならびに複写物の交付を受けることができる。

3 第12条第1項から第3項の規定により、利用者又は事業者が本契約の解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合は、事業者が直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付する。

(居宅介護支援等にかかる料金)

第11条 事業者が提供する居宅介護支援サービスの料金は、重要事項説明書のとおりとする。

(契約の終了・解除)

第12条 利用者は、事業者に対して文書で通知をすることにより、いつでも本契約を解約することができる。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対して契約満了日の1ヶ月前までに理由を明示した書面で通知することにより、本契約を解約することができるものとする。ただし、この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者提供するものとする。

3 事業者は、利用者又はその家族等が事業者や担当の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知により直ちに本契約を解約することができる。

4 事業者は、次の各号の1に該当した場合には、自動的に本契約を解除するものとする。

(1) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(2) 利用者の要介護認定区分が、非該当又は要支援1・2のいずれかに認定された場合

(秘密の保持)

第13条 事業者は、介護支援専門員及び使用する者が、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する情報を、正当な理由なくして第三者に漏えいしない。この守秘義務は契約終了後も継続する。

2 事業者は、利用者又はその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、個人情報を開示、漏えいしない。個人情報の使用目的が変更になった際も、その都度文書で同意を得るものとする。

(賠償責任)

第14条 事業者は、居宅介護支援サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。

(身分証の携行義務)

第15条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者やその家族から提示を求められた時は、必ず提示するものとする。

(相談・苦情への対応)

第16条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援サービス又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望苦情等に対し、迅速かつ適切に対応するものとする。

(法令準拠・受託管理義務)

第17条 サービス事業者は、利用者より委託された義務を行うにあたって、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、その義務を遂行するものとする。

(信義誠実の原則)

第18条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとする。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、記名のうえ各1通ずつを保有するものとする。

契約締結日

令和 年 月 日

事業者

住 所 岩手県紫波郡紫波町桜町字三本木46番地1

事業者 社会福祉法人紫波会

にいやま荘居宅介護支援事業所

(指定番号/岩手県0372200030)

理事長 高 橋 國 男

利用者 住 所 .....

氏 名 .....

代理人 住 所 .....

氏 名 .....

